

「中野区旅館業法施行条例」及び「中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例」の改正の内容について

1. 改正の背景と趣旨

平成30年6月に旅館業法が改正され、構造設備の基準が大幅に緩和されました。また同時に、住宅宿泊事業法も新たに施行されたことにより、区内の宿泊施設が急速に増加しています。

そのため、住宅密集地などでは、周辺住民の不安や生活環境の悪化などの問題が生じており、トラブルも増えています。

そこで、区では住民の不安や懸念を取り除き、良好な生活環境を確保すること、また宿泊事業の適正な運営を目的として、「中野区旅館業法施行条例」及び「中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例」を一部改正しました。

2. 中野区旅館業法施行条例の改正の内容

(1) 営業許可の申請前に実施する周辺住民への事前周知について

申請者は申請前に周辺住民に対し、営もうとしている旅館業の内容を文書及び標識にて周知する。

《説明》

事前に周知がなく旅館業が開業されることに対し、周辺住民から不安の声が寄せられています。そのため、住宅宿泊事業と同様に申請者は申請前に周辺住民に対し、営もうとしている旅館業の内容を文書及び営業予定地における事業計画の標識を設置し周知を図ります。

なお、申請者が周辺住民に事前周知する文書の内容や営業予定地において事業計画の標識を設置する際の大きさ、記載内容、設置期間及び事前周知を行ったことを確認できる書類等については、区細則で以下のように定めます。

【中野区旅館業法施行細則（第1条の3）抜粋】

第1条の3 条例第1条の2に規定する旅館業の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1)旅館業を営もうとする施設の名称、所在地及び客室の数
- (2)旅館業を営もうとする者の氏名（法人にあつては、名称及び所在地）及びその連絡先
- (3)旅館業を営もうとする時期

2 条例第1条の2の規定による周知は、前項各号に掲げる事項について、旅館業を営もうとする施設の設置場所における公衆の見やすい場所に法第3条第

1 項の許可の申請をしようとする日の少なくとも 7 日前から条例第 5 条の 2 の規定による標識の掲示を行うまでの間標識を掲げるとともに、法第 3 条第 1 項の許可の申請をしようとする日の 7 日前までに旅館業を営もうとする施設の周辺住民に対し書面を配布することにより行わなければならない。

3 前項の規定により掲げる標識は、公衆の見やすい大きさのものを用いなければならない。

(2) 宿泊者の本人確認について

旅館業法第 6 条に規定されている宿泊者名簿の作成にあたっては、玄関帳場を有する施設にあつては、宿泊者と対面し正確な記載を確保すること。

《説明》

玄関帳場は宿泊しようとする者との面接のための設備であることから、これを有する施設にあつては、宿泊者と対面し宿泊者名簿を作成することとします。

(3) 施設名称等の掲示について

公衆の見やすい場所に施設名称を掲示すること。また、玄関帳場を有しない施設にあつては、緊急連絡先を掲示すること。

《説明》

周辺住民や宿泊者が旅館業の施設であると認識できるよう、公衆の見やすい場所に施設名称の掲示を義務付けます。区細則において、公衆が認識しやすい大きさ及び風雨に耐えうる材質で掲示することを規定します。

(4) 周辺住民の生活環境への悪化防止について

営業者は、宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項その他周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項であつて、細則で定めるものについて書面の備付けその他の適切な方法により説明しなければならない。

《説明》

上記の事項は住宅宿泊事業法には規定があり、住宅宿泊事業法施行規則で騒音の防止、ごみの処理、火災の防止について説明するよう規定されています。宿泊者にマナーを周知するため、中野区旅館業法施行条例でも同様に措置の基準として上記の事項を追加します。宿泊室等に備え付ける書面は、宿泊者に通じる多言

語化により対応するよう指導します。

(5) 玄関帳場等の設置について

簡易宿所について、宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として、区細則で定める基準に適合するものを有すること。

《説明》

旅館業法施行令では、旅館・ホテル営業の構造設備基準として、「宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として、厚生労働省令で定める基準（※）に適合するものを有すること。」と規定されています。この考え方を条例で簡易宿所にも規定します。区細則で定める基準は、旅館業法施行令第1条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める基準と同様とします。

(※) 厚生労働省令で定める基準

- ・ 事故が発生したとき、その他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
- ・ 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

3. 中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例改正の考え方 届出前に実施する周辺住民への事前周知について

住宅宿泊事業を営もうとする者は、住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をする前に当該住宅宿泊事業の周辺住民に対し当該事業の内容を周知しなければならない。

《説明》

中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例第7条第1項では、制限区域において、届出前に事業者が周辺住民に対し住宅宿泊事業の内容を周知することとされていますが、これを制限区域外も対象とすることとし、すべての事業者に義務付けます。